

道路整備財源の確保等に関する提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源を確保すること。

併せて、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保等

- (1) 高速自動車国道、一般国道及び地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、その整備に当たっては、大規模災害時における代替性の確保や広域的な医療サービスの提供等、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保した上で早期完成を図ること。
- (2) スマートインターチェンジの整備を促進すること。
- (3) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域道路等の整備を促進すること。

3. 道路・橋梁等の老朽化対策

- (1) 道路・橋梁等の老朽化対策については、防災・安全交付金による集中的支援及び地方財政措置を講じるとともに、積極的に技術支援を行うこと。
- (2) 維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく道路の維持修繕については、十分な財政措置を講じること。特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。

さらに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

4. 津波等の災害時における住民の安全・安心を確保するため、高速道路等の防災機能を活かし、防災拠点施設や避難場所等を一体的に整備すること。

また、災害発生時における各道路管理者の道路啓開について、ガイドライン等により統一的な考えを明示すること。

5. 道路の防災性の向上や安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化及び踏切道等における歩行者安全対策を推進すること。
6. 国道の道路景観の向上や安全確保のため、巡回・清掃・除草等の作業を適切に実施するとともに、必要な予算を確保すること。
7. 訪日外国人の利便性向上を図るため、道路案内標識等における外国語表記の改善を推進すること。
8. 都市部や都市部周辺の主要幹線道路等における渋滞を解消するため、道路の拡幅、パークアンドライド等の施策を推進すること。
9. 狭あい道路整備等促進事業については、事業を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。
10. 東日本大震災関係
被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網について、事業完了までの財源を確保した上で、早期に整備すること。